

## 令和元年度「京都らしい宿泊施設表彰」の概要

### 1 目的

その年において、京都らしい外観、しつらえ、滞在プラン、地域との調和や交流など、京都の魅力を活かした新しい宿泊観光や滞在プランなどを提案、創造、発信した質の高い宿泊施設や宿泊サービスの取組について表彰することにより、より魅力ある宿泊施設の開業や既存施設のサービス向上等を図る。

### 2 表彰の対象

＜地域と調和し、貢献する宿泊施設＞

地域の多様な主体の一員として、地域や市民生活と調和した施設であり、地域団体等と連携した取組によって、地域経済や、地域コミュニティの活性化に貢献している宿泊施設であること。

※ 地域団体等：特定の自治会・町内会、学区自治連合会、商店街、NPOなど

### 3 応募資格等

旅館業法許可施設（「旅館・ホテル」、「簡易宿所」）、又は住宅宿泊事業法届出施設（「民泊」）で、次のア又はイにより応募

ア 連携している地域団体等と共同で応募

イ 連携している地域団体等からの推薦

### 4 選考基準

平成31年4月1日以前から、必須項目を満たすとともに、審査項目を実施している事業者を審査し、表彰する。

#### (必須項目)

年間を通じて営業を行っていること。

#### (審査項目)

地域団体等と連携した、(ア)(イ)のいずれかの具体的取組によって、地域経済や、地域コミュニティの活性化に貢献している事業者であること。

(ア) 宿泊施設が、宿泊客に対して地域経済の活性化に寄与するサービス提供や支援

例 ・宿泊客に地元飲食店等と連携した宿泊サービスを提供

・宿泊客に地域の里山の食材を活用した地産地消サービスを提供 など

(イ) 宿泊施設が、地域活動を実施、又は参加・協力

例 ・地域の地蔵盆や祇園祭などのイベントに参加・協力、又は宿泊客を招待

・空室を利用して、地域の子ども・高齢者が交流できる憩いの場を提供

・地域とともに防災活動を実施 など

※ 行政指導や各種法令の違反など、他の模範となる宿泊施設（事業者）としてふさわしくないものについては選考の対象外とする。

### 5 募集期間（予定）

「地域協働・貢献型宿泊施設促進制度」広報発表の日～令和元年8月30日（金）